

平成 18 年 6 月 29 日

これまでの主な議論等（未定稿）

1 適用

- ① いわゆるマルチジョブホルダー等就業形態の多様化に対応した雇用保険の適用範囲について、さらに議論すべきではないか。
- ② 雇用保険制度は 65 歳以上を適用除外としていることについて、労働政策の対象年齢との関連も念頭におきつつ、65 歳以降の対処も検討する必要はないか。
- ③ 短時間労働者の取扱いについてどう考えるのか。短時間労働被保険者について、被保険者資格、受給要件（通常 6 月・月 14 日、短時間 1 年・月 11 日）を通常の労働者と一本化することについて、どう考えるか。
- ④ 私学教員への適用促進は進んでいるのか。

2 失業等給付

（1）基本手当

- ① 基本手当については、平成 12 年及び 15 年改正により相当程度切り下げているが、給付日額の上限や所定給付日数等の給付水準を変更する必要はあるのか。

- ② 賃金日額の算定に当たって、賞与や一時金の取扱いについて見直す必要はないか。
- ③ 特定受給資格者や給付制限の運用は適切であるか。

(2) 高年齢求職者給付

1 の②と同様、65 歳以降への対処も検討する必要はないか。

(3) 特例一時金

- ① 循環的な給付である特例一時金については、廃止等の今後の在り方を検討すべきではないか。
- ② 積雪寒冷地等の地域雇用対策を見直す必要はないか。

(4) 教育訓練給付

効果を高める観点から、引き続き講座の見直しを図るべきではないか。

(5) 高年齢雇用継続給付

- ① 改正高年齢者雇用安定法等を踏まえ、今後の方針について考えていくべきではないか。
- ② 見直しに当たっては、激変を避ける観点から検討を進めていく必要はないか。

(6) 育児休業給付

- ① 雇用保険制度の枠内で行う観点からは、社会保険料

が免除されていることも考慮すると、育児休業給付の給付水準については、雇用保険制度では、現状が限界ではないか。

- ② 育児休業の取得を促進する方策について、検討する必要はないか。

3 財政運営

(1) 総論

平成 15 年度改正の経緯を振り返ると、制度の健全な運営を確保することが何よりも重要ではないか。

(2) 国庫負担

- ① 雇用については国にも責任があるということから国庫負担を入れているのは明確であり、国庫負担の全廃は国の雇用対策に係る責任放棄につながり、不適切ではないか。
- ② 諸外国との比較を行うのであれば、雇用（失業）保険の他に国庫による失業扶助制度を考慮すべきではないか。
- ③ 労使と国がそれぞれ応分の負担を行う観点からは、国庫負担を 1/3 とすることが本来あるべきではないか。
- ④ 自発的離職者に対する基本手当等各種給付の国庫負担の在り方について、検討すべきではないか。
- ⑤ 不確定性が高まる中、セーフティネットとして国庫

負担の必要性は高まるのではないか。

- ⑥ 緊急時にむやみに国庫負担の割合を高めると、モラルハザードが起きないか。
- ⑦ 国庫負担と積立金は、本来関連性はないのではないか。

(3) 保険料率

- ① 保険料負担者の負担軽減を図る観点から、弾力条項の発動基準の在り方について検討すべきではないか。
- ② 保険料率も引き下げられる状態でないと、国庫負担を引き下げるべきではないのではないか。